

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫 様

犬山市長 山田 拓郎



介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について（回答）

2019年8月15日付で依頼のありましたこのことについて、下記の通り回答します。

記

**【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。**

**1、安心できる介護保障について**

★（1）介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

**【回答】**（長寿社会課）

災害、所得激減等による減免については条例、規則に基づき実施しています。また、低所得者等への市独自の減免についても実施しています。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**【回答】**（長寿社会課）

低所得者への保険料軽減制度については、国の基準に沿って実施しています。

★（2）介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

**【回答】**（長寿社会課）

職員の介護保険に対する知識を高め、要介護認定の申請受付時に適切な案内を行っています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

**【回答】**（長寿社会課）

利用の回数制限はしていませんが、一ヶ月当たりの訪問介護「生活支援」の利用回数が多くなる場合にケアプランを保険者に届け出ることとなりました。

**（3）基盤整備について**

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

**【回答】**（長寿社会課）

中長期的な動向を見極めながら適切な案内に努めています。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

**【回答】**（長寿社会課）

特例入所については、愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に基づき判断し、特例入所を適用しています。（平成30年度件数 14件）

★（4）総合事業について

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

**【回答】**（長寿社会課）

現行相当サービスについては、本人が希望し、基準に該当された方には適切なケアマネジメントにより利用が可能です。

- ②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

**【回答】**（長寿社会課）

必要に応じ予算計上し、事業費を確保できるようにしていきます。

（5）高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

**【回答】**（長寿社会課）

集いの場を設けるにあたり地域包括支援センターとも協力しつつ立ち上げの支援をしています。社会福祉協議会による開設支援等も鑑み、自治体としてどのような事業へ助成をすべきか検討しています。

- ②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

**【回答】**（長寿社会課）

地域支援事業としてスポーツボイス教室や体操教室を実施しており、今後もより多くの方が興味を持ち参加ができるよう、開催場所や内容を工夫した介護予防事業を検討していきます。

- ③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

**【回答】**（長寿社会課）

住宅改修についてはすでに実施しています。その他については実施する予定はありません。

★（６）介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答】（長寿社会課）

介護職員の確保、定着につなげるため、令和元年10月より介護職員等特定処遇改善加算が創設され介護職員の更なる処遇改善を図ります。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

【回答】（長寿社会課）

市内の事業者の要望を踏まえ介護職員の処遇改善を国に要望していきます。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】（長寿社会課）

市内の事業者の要望を踏まえ介護職員の処遇改善を国に要望していきます。

★（７）障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】（長寿社会課）

要介護1～5の認定を受けている方について、介護認定資料を基に障害の程度を確認し、控除対象者として認定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】（長寿社会課）

対象者全員に障害者控除対象者認定証を個別送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】（保険年金課）

令和元年度は、市国民健康保険運営協議会の答申を尊重し、税の引き上げは行っていません。しかし、平成30年度決算状況から、約6%の増税をしたにも係わらず、単年度の赤字は拡大しており、予定通り最終的には保険税を3割、残り24%程度引き上げる必要があることがはっきりしました。この結果を基に運営協議会で議論を進め、急激な税負担の上昇を抑制する方法を取りながら税率を上げていく予定をしています。なお、一般会計からの繰り入れにつきましては、国より解消すべきであると定義されている「保険税の負担緩和を図るなど決算補填を目的とした法定外繰入」は行わず、その他の繰入につきましては、当面は現状を維持していきたいと考えています。

★② 18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】（保険年金課）

国保世帯の子どもという特定の世代に対する負担軽減を市町村が実施するに当たっては、給付と税負担に対する世代、市民間の公平性という観点から議論を深め、市民の理解を得る必要性があると考えます。

なお、この課題につきましては、本来国の責任において実施すべきと考えており、当市としても市長会議に要望議案を提出しています。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

【回答】（保険年金課）

所得激減による減免制度については、H27、4件、H28、4件、H29、1件、H30、2件と実績もあります。この制度の他に、雇用保険減免制度により、毎年度30件前後の所得の減少による救済措置が適用されています。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】（保険年金課）

滞納金額や年数が一定の基準以下であれば、正規の保険証を交付しています。

なお、現時点で資格証明書を発行している世帯はありません。

★⑤保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】（保険年金課・収納課）

短期保険証の発行は6か月のみとしています。

また、滞納者の生活状況や財産調査を行い、生活実態を無視したような徴収や差押え等を行いません。徴収や滞納処分については、法令を遵守し、適正に行っています。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】（保険年金課）

平成22年度より、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に一部負担金の減免制度を導入しています。

また、周知については、医療機関、全被保険者への通知等により行っています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

い。

**【回答】**（保険年金課）

高額療養費の支給申請手続の簡素化に向けて、システム改修が必要となりますので、改修作業の可否と経費負担を検討しながら進めていきます。

**3. 税の徴収、滞納問題への対応など**

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

**【回答】**（収納課）

自主納付を促すよう催告を行い、納税相談は平日に加え休日にも窓口を開設しています。また、滞納者の生活状況や担税力などの個々の現況によって財産なしなど要件が整った場合は処分の執行停止をしています。

納税も連絡もない場合は差押を執行しますが、その際には国税徴収法基本通達に基づき差押禁止財産は控除して差押を行っています。

申請による猶予など相談を受けた場合には説明し制度の周知に努めています。

**4. 生活保護について**

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行き、「申請書を渡さない」「就労支援（仕事探し）を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

**【回答】**（福祉課）

申請権の確保を基本として、生活保護申請は適切に受理しています。

また、保護が必要な人には、開始の決定をし、すみやかに扶助費を支給しています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

**【回答】**（福祉課）

被保護世帯数は横ばいですが、被保護者の高齢化や8050問題など、ケースワークが複雑化しているので、専門職を含めた増員を人事当局に要求しています。

また、研修等については、職員のスキルアップのために積極的に参加していきます。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

**【回答】**（福祉課）

このようなケースの場合は、対象となる方に丁寧に説明し、理解を求めたうえで、生活に支障のない額で分割返還をしていただけるようお願いしています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】(福祉課)

不正受給を防ぐ為にも資産調査は必要であり、原則実施します。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【回答】(福祉課)

平成30年6月27日付厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、平成30年4月1日以降に保護開始となった世帯に対し、冷房器具の購入に対する費用を支給しています。対象とならない世帯や機器更新の相談があった場合は、社会福祉協議会の貸付制度の紹介を行っています。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】(保険年金課)

当市では、子ども医療費助成制度の自己負担全額助成の対象者拡大や、精神障害者医療制度の一般疾病への助成拡大等、福祉医療制度を拡充しています。しかし、愛知県では、所得制限の導入等について検討されたことがあり、当市としては引く続きその動向を注視していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】(保険年金課)

当市では、通院医療費自己負担分の全額助成対象者を、平成28年度から中学校卒業まで拡充しました。この拡充により、入通院に係る医療費自己負担は、中学校卒業まで全額助成しています。また、高校生については、医療費自己負担分の2/3助成を行っており、平成27年4月から尾北医師管内の医療機関では、現物給付を行っています。入院時食事療養の標準負担額につきましては、現在のところ助成対象とする予定はありません。

なお、子ども医療費助成制度は、本来どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的な子育て支援施策として展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう、市長会等を通じて要望していきます。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】(保険年金課)

当市では、平成22年7月から、精神障害者手帳1・2級所持者の一般疾病に係る医療費の自己負担額1/2を償還払いで助成していましたが、平成26年3月から補助対象を拡大し、自己負担額の全額を現物給付(窓口無料)で助成しています。自立支援医療対象

者については、平成18年4月から自立支援医療受給者証所持者に対して、精神疾患通院の自己負担額の全額を補助しています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【回答】(保険年金課)

妊産婦の保険診療における自己負担分を助成する妊産婦医療費助成制度は、本来どこに住んでも安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的な子育て支援施策の一環として展開すべきと考えており、国の責任において妊産婦医療費助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望していきます。

## 6. 子育て支援について

(1) 「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】(子ども未来課)

愛知子ども調査は、調査対象地域が市の北部・中部地域に偏っていたため、愛知子ども調査と同様の内容で、独自に南部地域の調査を実施しました。その結果でも、本市における子どもの貧困実態は、県内平均よりも悪くないものとなっています。また、令和2年度に策定する第2期子ども・子育て支援事業計画に併せ、子どもの貧困対策計画も策定する予定です。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】(子ども未来課)

ひとり親世帯等に対する自立支援計画は、令和2年度に策定する第2期子ども・子育て支援事業計画に併せ策定する予定です。なお、自立支援給付金事業及び日常生活支援事業等を実施しています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】(学校教育課)

認定基準については、平成29年度より1.2倍未満から1.3倍未満に拡大しています。なお、市ホームページへの掲載や全保護者への周知文書の配布等により、随時申請を受け付けている旨、周知しています。新入学準備金については、平成30年度小中学校入学者より入学前の2月に支給しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

**【回答】**（子ども未来課・学校教育課）

教育・学習支援については、平成29年度より各中学校区の公共施設において、希望する中学生対象に元教員や教員を目指す学生をはじめとした地域住民が指導員として学習支援を行っています。また、居場所づくり支援については、機会があれば国や県に対し財政支援を要望すると共に、実際に取り組みがあれば、PRなどの支援を進めてまいります。なお、こども食堂については、活動のPRなどの支援を行っています。

- ★（2）小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

**【回答】**（学校教育課）

学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費は、学校の設置者である市が負担することとなっていますが、食材費、いわゆる学校給食費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とすることになっています。なお、未納者について、未納の原因が家庭の経済状況にあると思われる場合には、生活保護や就学援助制度を紹介しています。

- （3）幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

**【回答】**（子ども未来課）

整備については、施設の老朽化に伴い、改修の必要な施設から随時行っています。増設については、3歳以上児は定員に満たない園もあることから、現時点では必要ないと考えます。

保育士の確保のために、保育士定員の増員、実務経験者の採用、保育バンク制度の実施、養成校との連携等を継続して行っています。また、当市の保育士はすべて有資格者ですが、深刻な保育士不足のため、年度途中で退職者が出るとその補充が大変厳しい状況にきています。今後は、早朝・延長保育士について保育補助員の配置も選択肢の一つとして検討しながら、保育の質の確保に努めていきます。

- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための独自の支援を実施してください。

**【回答】**（子ども未来課）

犬山市内の認可外施設は、指導監査基準を満たす施設ではありませんが、県による原則年1回以上の立入検査の実施があり、指導・助言を行うことで改善が図られます。本市としても検査に同行するなどして、情報共有し状況の確認を行っています。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

**【回答】**（子ども未来課）

無償化後、以前の利用者負担額を上回ることはありません。

幼児については、給食費が発生しますが、360万円未満世帯は減免になります。また、市独自で主食代についても、副食費に加え減免制度を実施する予定です。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

**【回答】**（福祉課）

市内の事業者や当事者の要望により、施設整備を計画する法人等にニーズを伝えていきます。施設整備を計画する法人等には国県の補助金を得られるよう支援しています。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

**【回答】**（福祉課）

個別状況を勘案し、必要な時間数を支給しています。

③移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

**【回答】**（福祉課）

国の動向を見守ります。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

**【回答】**（福祉課）

平成30年4月から重度訪問介護の提供場所に入院等の病院が追加されています。国の基準に沿って支給をします。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

**【回答】**（福祉課）

国の基準により決定します。自己負担額限度額は世帯の収入に応じ設定されています。おやつ代等の補助等、市単独での補助は現在のところ考えておりません。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1) 一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

**【回答】**（福祉課）

介護保険制度が利用できる障害者に対しても、個別状況により、障害福祉サービスを支

給しています。

2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

**【回答】**（福祉課）

制度についての理解を求めるとともに、担当部署で連携しスムーズな制度の移行を行います。

3) 2018年4からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

**【回答】**（福祉課）

利用者負担軽減制度の該当になる人には、年度末に確認した上で、個別に案内を送付する予定です（償還払い）。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

**【回答】**（福祉課）

市内の事業者や当事者の要望をふまえて国に要望していきます。市単独での補助は現在のところ考えておりません。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

**【回答】**（福祉課）

市内事業者の要望や近隣市町の動向をふまえて国に要望していきます。市単独での補助は現在のところ考えておりません。

## 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。

**【回答】**（健康推進課）

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチンについては、定期化に向けて国が検討しているため動向を注視しています。子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種については、現在のところ、助成制度を設ける予定はありません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

**【回答】**（健康推進課）

高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担については、生活保護または非課税世帯の方については無料としていますが、その他の方については尾北医師会管内統一で、2,000円としています。

任意予防接種事業は、令和2年度については継続していく予定です。

2回目の接種については、75歳以上で、過去に自費で接種を受け、接種後5年以上経過している方については、市の任意助成事業の対象としています。

## 9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

**【回答】**（健康推進課）

産婦健診の助成回数を2回に拡充することについては、県下の状況を把握しながら今後検討していきます。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

**【回答】**（健康推進課）

妊産婦歯科健診については、パパママ教室や年2回実施の歯と口の健康センターを利用させていただくよう案内しています。産婦歯科健診については、4か月児健康診査に合わせて実施しています。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

**【回答】**（健康推進課）

現在、保健センターに1名歯科衛生士を常勤で配置し、母子、成人の歯科事業に携わっています。幼児健診時に行うフッ化物塗布や成人の39歳以下の健康診査時の歯科健診など複数の歯科衛生士が必要な場合には、非常勤の歯科衛生士に依頼し対応しています。

**【Ⅱ】 国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

### 1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

**【回答】**（保険年金課）

自己負担額の2割への引き上げは、膨張する医療費を抑えて、世代間の負担をできるだけ均等にするためと考えますが、高齢者の負担増には反発も予想されます。市としては、今後も適切に制度の周知に努めつつ、引き続き動向を見守っていきたいと考えます。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

**【回答】**（保険年金課）

制度改革に伴う保険税負担の急激な負担増を抑えるため、県・市懇談会や市長会を通じて、今後も激変緩和措置の実施を要望していきます。

任意給付については、保険者の判断になります。ただし、手厚くすると保険税の負担増につながることから、運営協議会等による議論が必要と考えます。

- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

**【回答】**（保険年金課）

マクロ経済スライドは、公的年金制度の長期的な給付と負担の均衡を保たせるとともに、将来の年金受給者の給付水準の確保等を図るため導入しているものと理解しています。また、年金支給開始年齢の先延ばしや最低補償年金制度の早急な実施については、少子高齢化に伴う年金の財源問題があるとともに、最低補償年金制度では現行制度と比べると低所得層には手厚いが、中高所得層は年金額が下がるという問題があると言われてい

ます。  
市としては、現行の公的年金制度に係る事務を適切に行いつつ、引き続き国の動向を見守っていききたいと考えます。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

**【回答】**（長寿社会課）

国庫負担増の要望をしています。介護報酬改定の検証など、今後の国の動向に注視していきます。

- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

**【回答】**（保険年金課）

子ども医療費助成制度は、本来どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的な子育て支援施策として展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望していきます。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

**【回答】**（福祉課）

地域生活拠点を整備するため、整備方法を含め検討し32年度末までの整備を目指します。報酬単価の引き上げは国の動向を見守ります。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

**【回答】**（保険年金課）

県制度としての福祉医療制度の拡充は受給者のためだけでなく、市財政の負担軽減にもつながるため、市長会等を通じて要望していきます。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

**【回答】**（保険年金課）

子ども医療費助成制度は、本来どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができる環境が確保されるよう、国が統一的な子育て支援施策として展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望していきます。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

**【回答】**（保険年金課）

現在、精神障害者医療費助成については、県内の約9割が一般疾病への助成を市町村単独事業で行っています。自立支援医療対象者については、平成18年4月から自立支援医療受給者証所持者に対して、精神疾患通院の自己負担額の全額を補助しています。精神障害者医療費助成制度の一般疾病への対象拡充については、市長会等を通じて要望しています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

**【回答】**（保険年金課）

現在、県において福祉医療制度の所得制限等の検討がされており、所得制限等の動向を含めた県の動向を今後も注視していきます。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

**【回答】**（保険年金課）

国民健康保険制度は、平成30年度から財政運営を県が主体となって行うことになりましたので、補助金にこだわらず、市町村国民健康保険への財政支援について、県主催の会議等を利用して要望しています。

以上